

中津川市公共交通事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰の影響を受けている公共交通事業者等の事業の継続のために、公共交通事業者等に対し、予算の範囲内で中津川市公共交通事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業 法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 乗合バス 第1号の事業に供する車両をいう。
- (4) タクシー 第2号の事業に供する車両をいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は営業所を有する事業者であつて、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を行う者とする。

(支援金の額)

第4条 前条に該当する事業者に対する支援金の額は、令和6年1月1日時点において、交付対象者が事業に供するために所有し、又は使用する車両（中津川市コミュニティバス運行条例（平成27年中津川市条例第31号）第2条のコミュニティバスの運行のために市が貸与している車両を除く。）の総数に対し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 乗合バス 107,000円
- (2) タクシー 16,000円

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、中津川市公共交通事業者等支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請額確認書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとし、支援金の交付を決定したときは、その旨を補助指令書により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 交付決定者は、中津川市公共交通事業者等支援金交付請求書（様式第3号）を提出するものとし、市長は、これに基づき交付決定者に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) その他市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、支援金の交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。改正後の中津川市公共交通事業者等支援金交付要綱は、令和6年1月1日以後に申請する者に適用し、同日前に申請した者についてはなお従前の例による。